

中小企業の経営課題 に関するアンケート 調査結果（概要）

2019年3月

東京商工会議所 中小企業委員会

結果概要

調査目的:

東京商工会議所 中小企業委員会は、会員企業の経営実態に即した支援策の実現を目指し、例年、「中小企業施策に関する要望」を国、東京都をはじめ、関係各方面に提出している。本調査は、中小企業が抱える経営課題等を広く聴取し、要望事項の取りまとめに供するため会員中小企業・小規模企業者を対象に行ったもの。

調査期間:2018年11月16日～12月7日

調査方法:郵送・メールによる調査票送付／FAX・メール・WEBによる回答

調査対象:会員中小企業・小規模企業者 8,000社

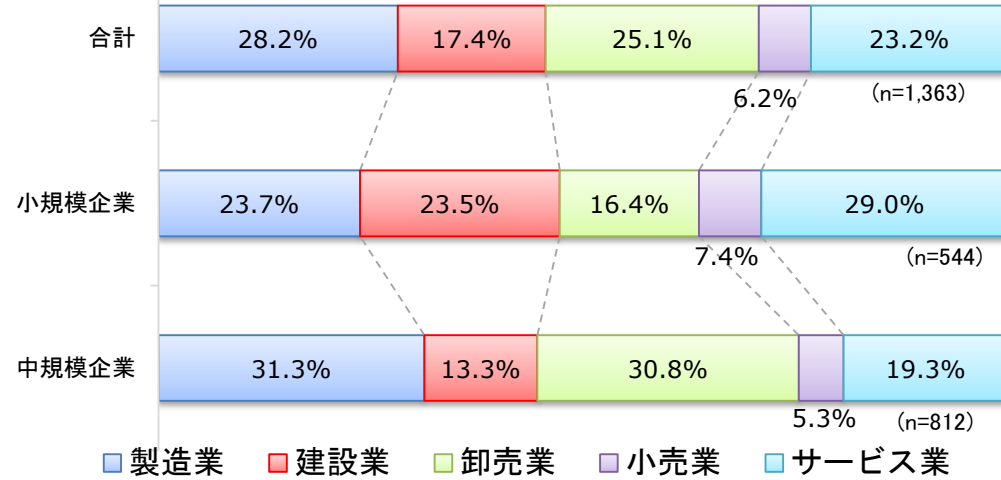
回答数:1,375社(回答率17.2%)(うち小規模企業者549社(39.9%))

※小規模企業者の定義:小規模企業振興基本法(第2条第1項)に定義された、おおむね常時使用する従業員の数20人以下(商業又はサービス業は5人以下)の事業者

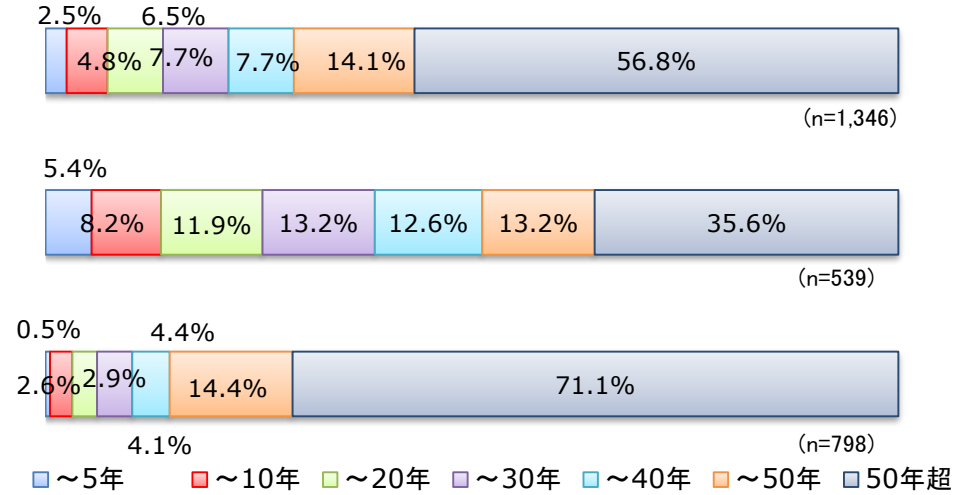
※グラフの割合は無回答を除く割合を算出している

回答企業の属性①(業種・業歴・従業員数・資本金)

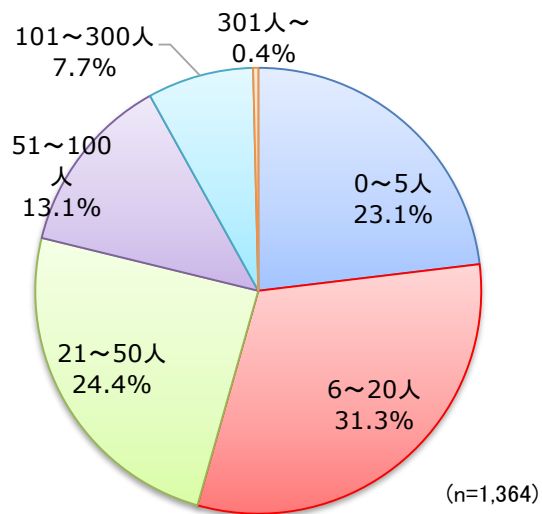
【業種】



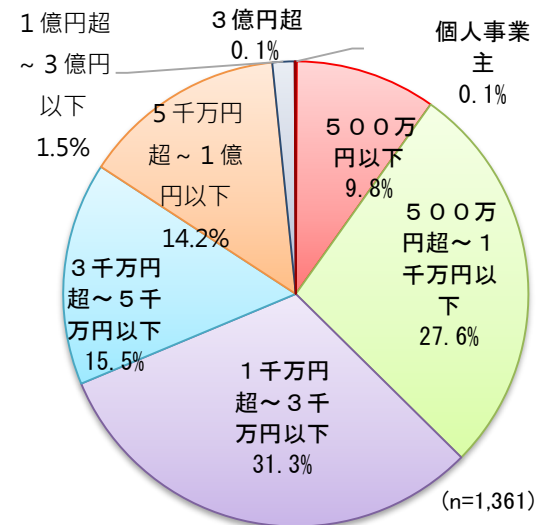
【業歴】



【従業員数】

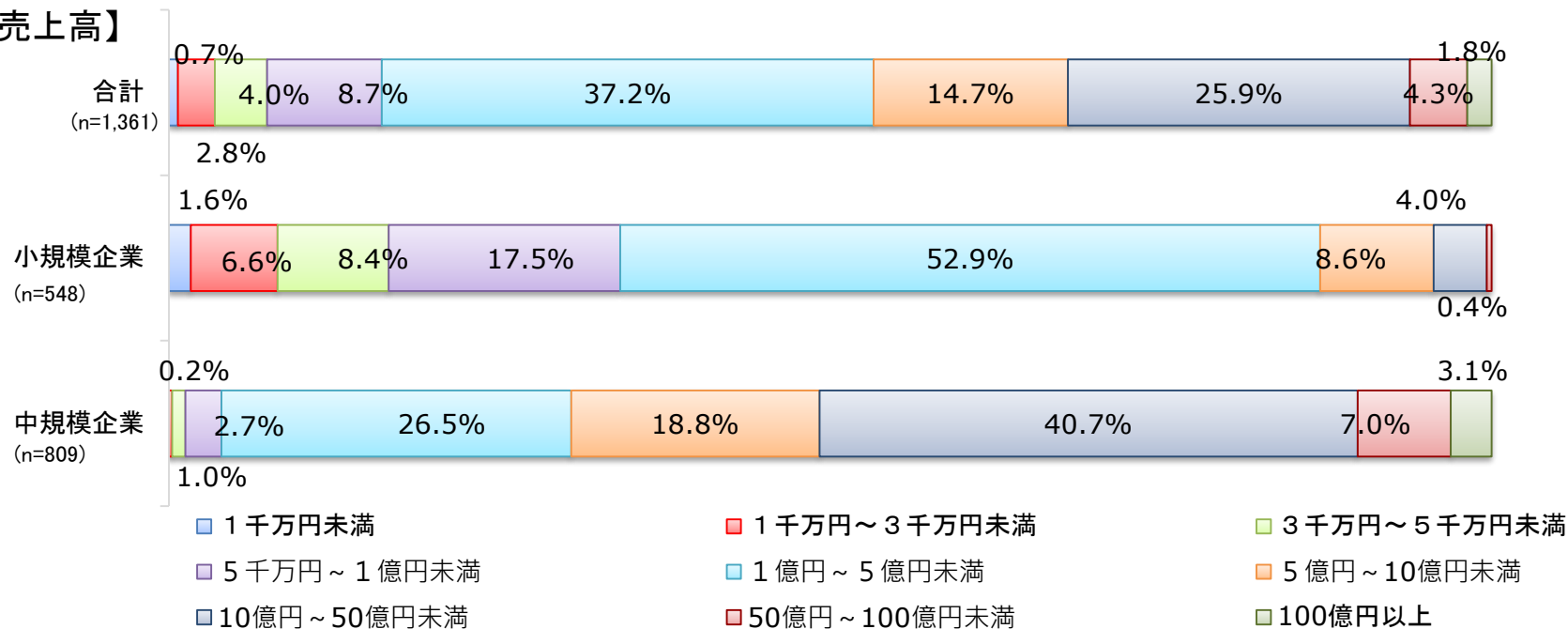


【資本金】

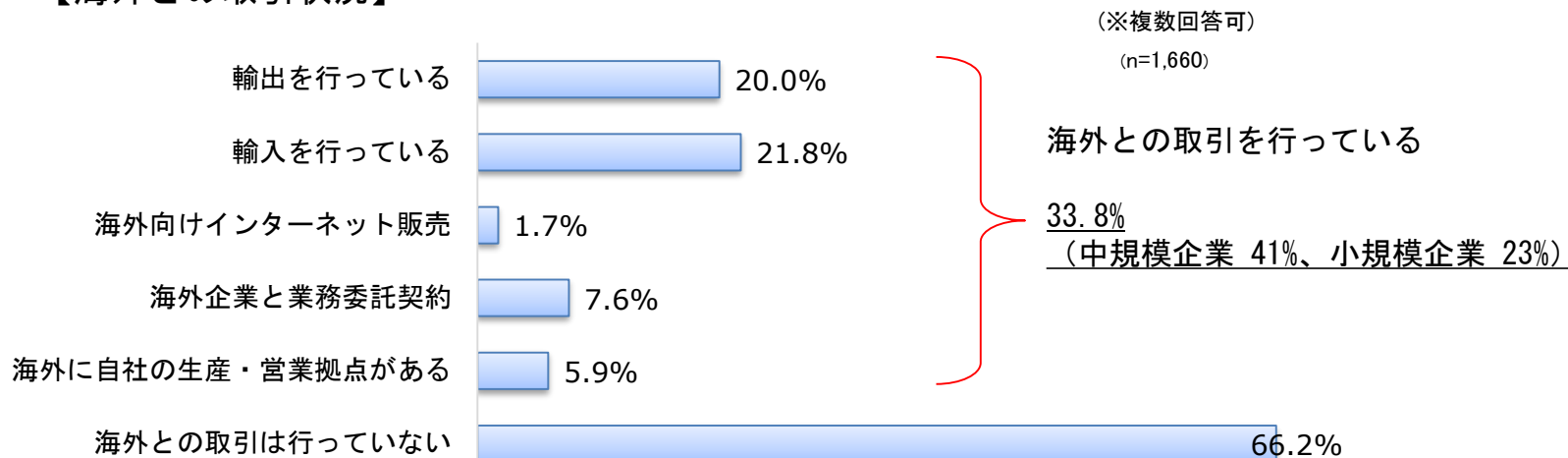


回答企業の属性②(売上高・海外との取引状況)

【売上高】



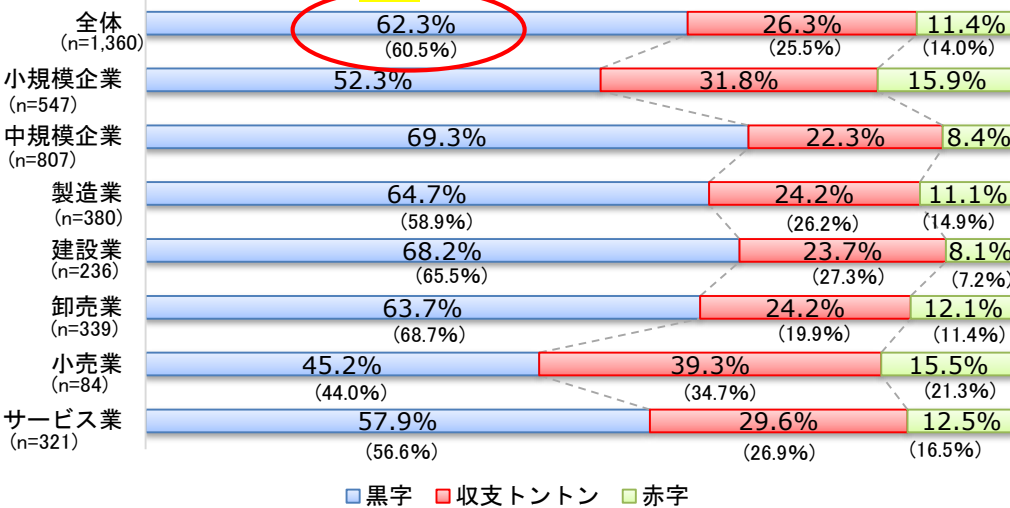
【海外との取引状況】



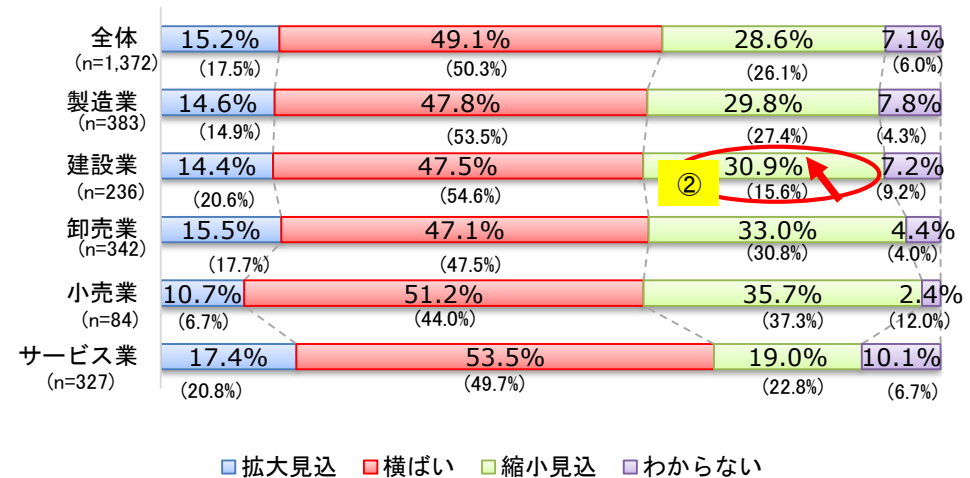
1. 経営状況・事業見通し

収益の状況について、黒字の割合が、全体の6割^①を占めており、赤字は全体の11%に留まる。業界の展望について、「縮小見込」が前回より微増、特に建設業において昨年度から倍増するなど見込みの悪化が目立つ^②。競争環境については、約4割以上が「激化する」^③と回答。事業方針については、「現状維持」が53.0%、次いで「拡大」が33.4%と続く^④。 ※括弧内は前回調査結果

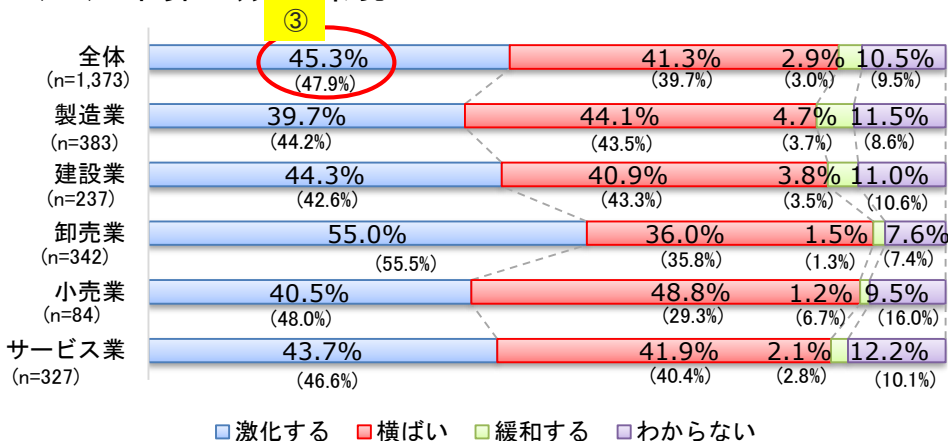
(1) 収益の状況



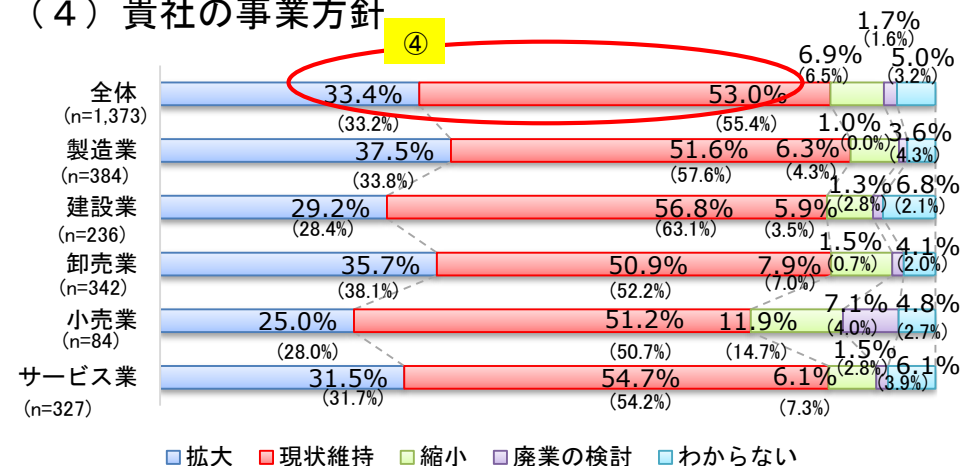
(2) 業界の中期展望



(3) 業界の競争環境



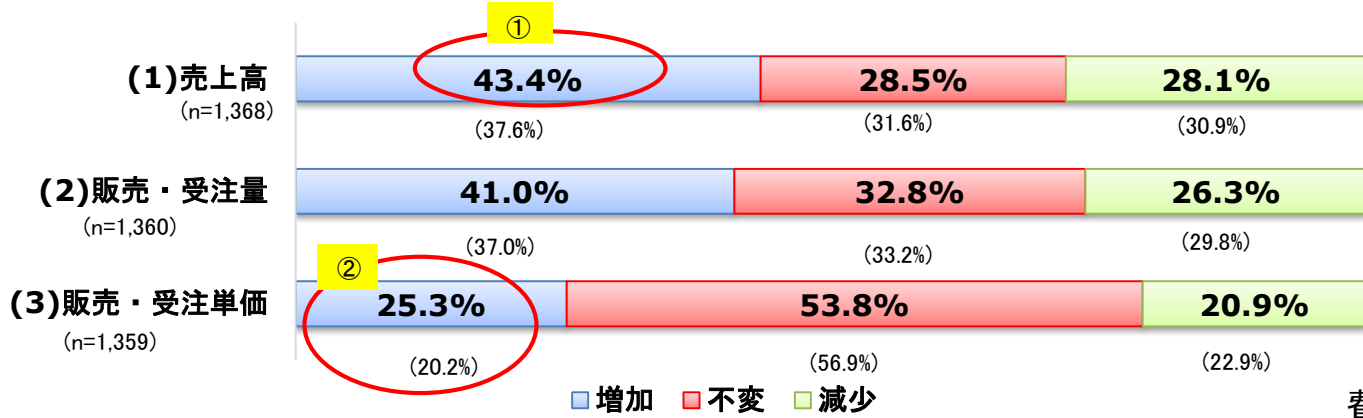
(4) 貴社の事業方針



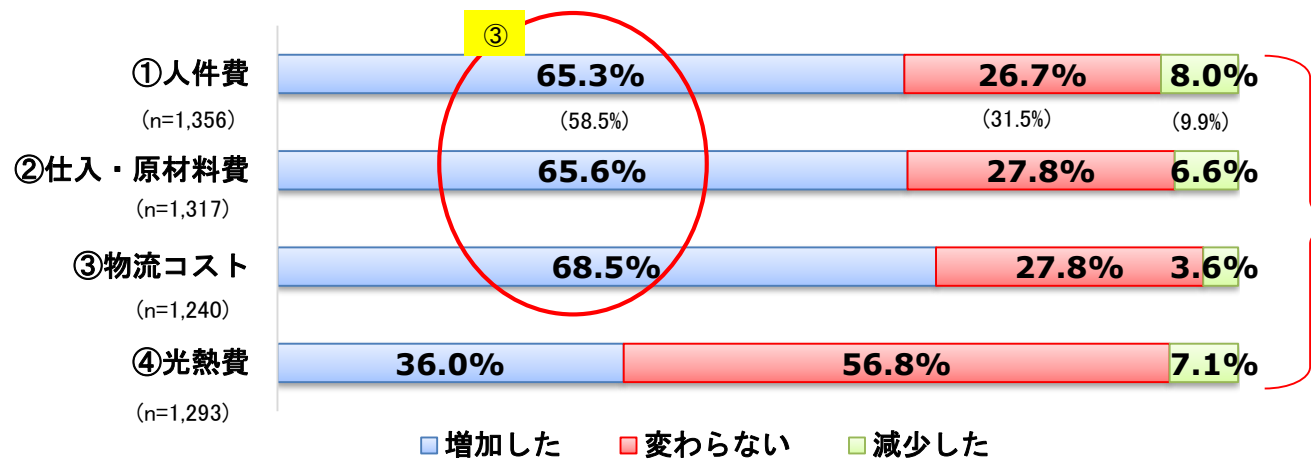
2. 売上と事業コストについて

「売上高」について、約4割が「増加」と回答^①に対し、「販売・受注単価」が上昇したと回答した割合は、昨年よりは増えたものの25%に留まる^②。一昨年から「単価」は上昇傾向にあるものの、売上増加の主因は引き続き「量」によるものである。事業コストについては、人件費、仕入・原材料費、物流コストが1年前と比べて増加した企業は6割を超えている^③。一方で、事業コストの価格への転嫁については、「概ね反映した」企業は1割に留まっている^④。
※括弧内は前回調査結果

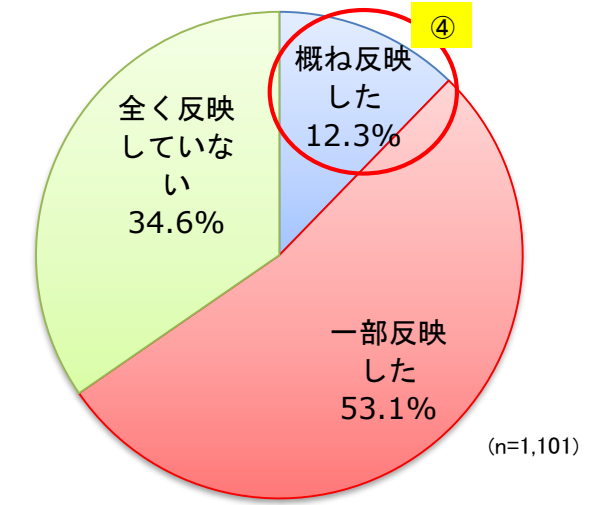
1年前と比較した売上の状況



1年前と比較した事業コストの変動



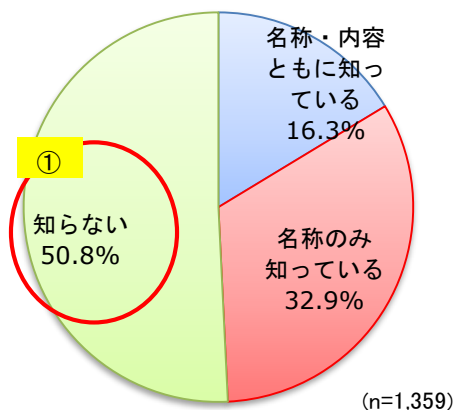
費用の増加分の価格への反映について



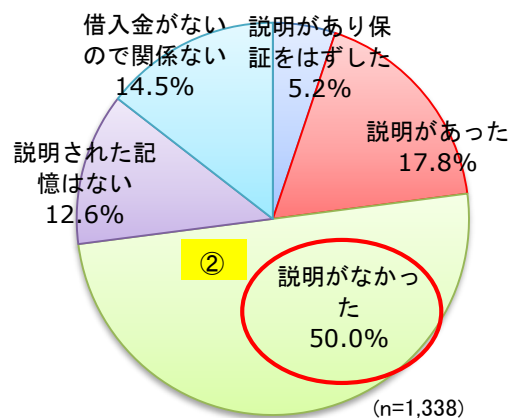
3. 経営資源について(金融): 経営者保証・担保等設定状況

「経営者保証に関するガイドライン」に関する認知度は、5割を切っている^①。また、民間金融機関から「説明がなかった」が5割^②にのぼり、周知状況も含め依然として高いとは言えない。担保等設定状況においては、不動産担保は全体の約5割が設定されている一方、動産担保の活用は進んでいない^③。また中規模企業では約4割、当座貸越が活用^④されている。代表者保証契約については、信用保証協会付融資では8割、小規模企業では9割^⑤以上、プロパー融資ではほぼ8割^⑥に代表者保証がついており、小規模事業者経営改善資金(マル経融資)等の無保証融資を除けば、融資における代表者保証契約の割合は高い状況にある。

「経営者保証ガイドライン」の認知度



民間金融機関よりの説明状況



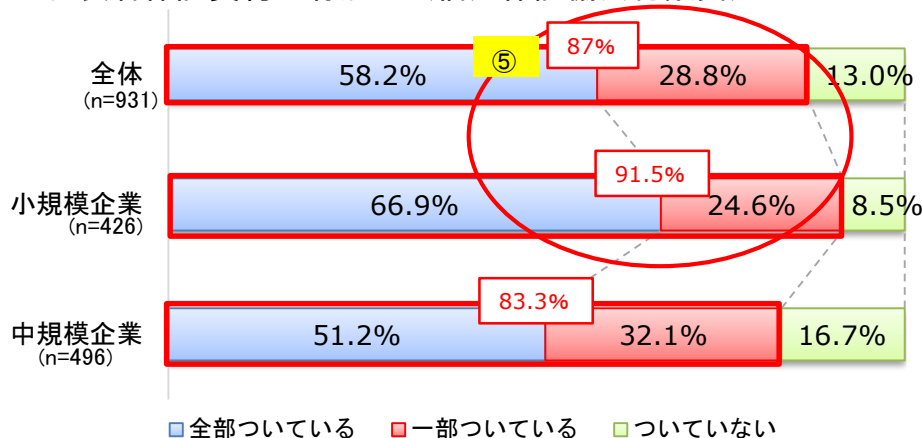
「経営者保証のガイドライン」

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理の際の、「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として策定・公表されたもの。

担保等設定状況 … 「ある」と回答した企業の割合

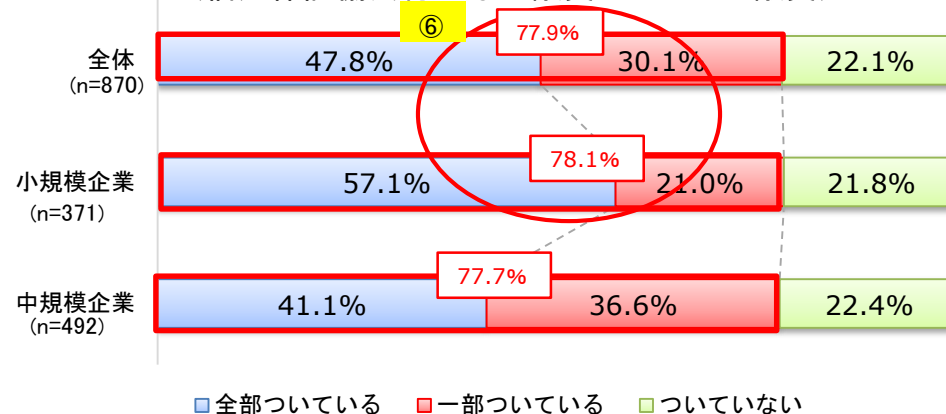
	全体	小規模企業	中規模企業
不動産担保	49.7%	42.4%	54.8%
動産担保	10.3%	6.5%	12.6%
当座貸越	29.0%	13.6%	39.4%

代表者保証契約の有無 (信用保証協会付融資)



代表者保証契約の有無

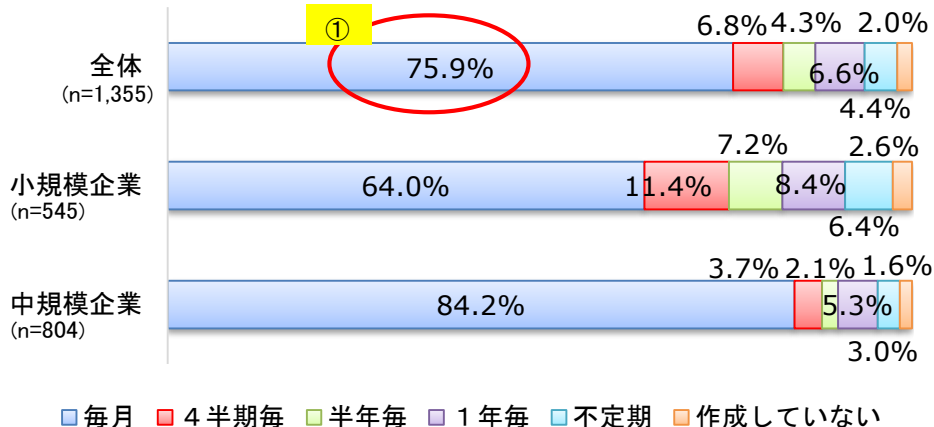
(信用保証協会付でない融資=プロパー融資)



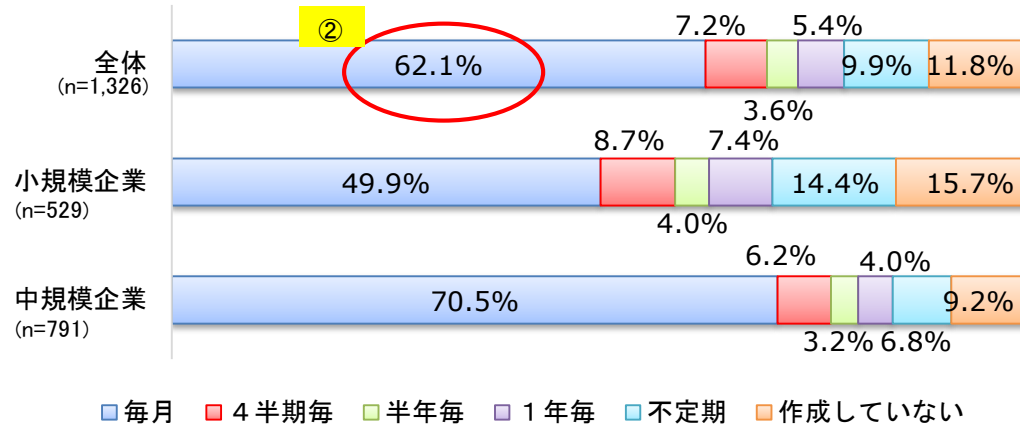
3. 経営資源について(金融)②: 試算表等作成状況、金融トピック

担保や保証に依らない事業性評価融資の推進にあたって、企業側の対話の基礎情報となる財務書類の作成頻度・状況は、**残高試算表が全体の7割以上①**、**資金繰り表は全体の6割が「毎月作成」②**していると回答しており、一定の準備状況は整いつつある。一方で、金融トピックに関する認知度においては、「ローカルベンチマーク」等、対話に必要なツールについての**認知度は低い③**。

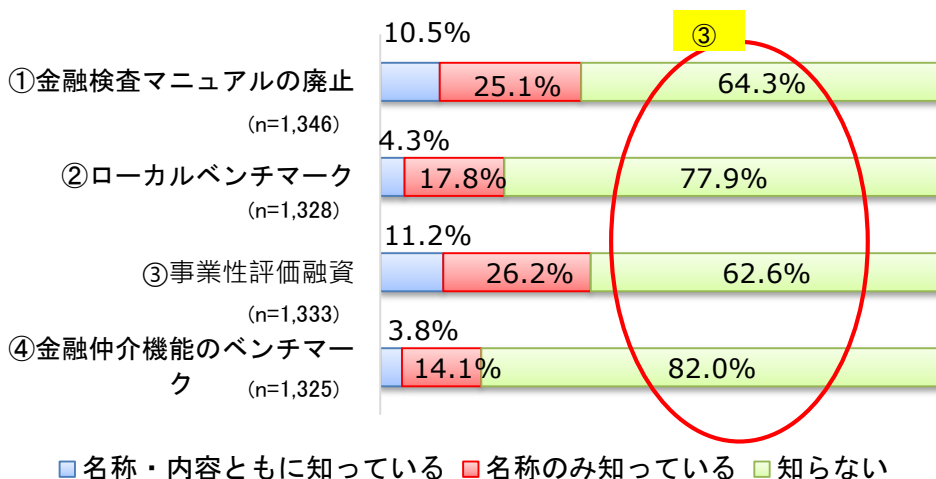
残高試算表の作成頻度



資金繰り表の作成頻度



金融トピックに関する認知度



①金融検査マニュアルの廃止

金融庁では、検査・監督基本方針案で、金融機関の経営を細かく点検する際の手引書「金融検査マニュアル」を2018年度末に廃止することを発表。従来の形式・過去・部分重視の検査・監督から、企業と金融機関の実質・未来・全体重視の検査・監督へと変わることが想定されている。

②ローカルベンチマーク

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるもの。

③事業性評価融資

決算書の内容や保証・担保のみで判断するのではなく、企業の事業内容や今後の成長可能性等も評価して行う融資。

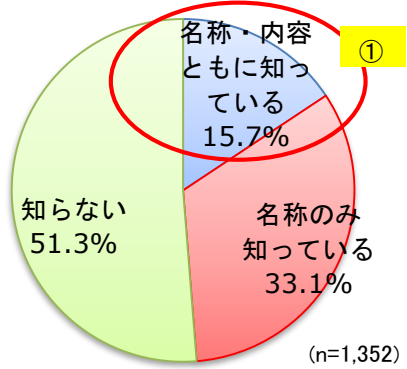
④金融仲介機能のベンチマーク

金融機関における金融仲介機能の発揮状況を、客観的に評価する指標。

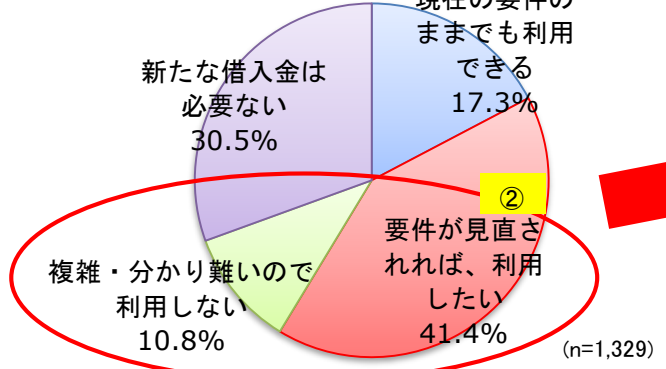
3. 経営資源について(金融)③: 信用保証協会付融資における経営者保証を不要とする保証の取り扱い

昨年4月より信用保証協会にて開始された同制度については、「名称・内容とも知っている」との回答は2割に満たず①、制度活用に向けて、金融機関・支援機関等による一層の周知が必要である。また、要件については、「要件が見直されれば、利用したい」・「複雑・分かり難いので利用しない」の合計は5割を超えており②、事業性評価融資促進の観点からは、「見直しを希望する要件」③を中心に、より利用しやすい制度への改善が求められる。

「経営者保証を不要とする保証の取り扱い」について



「経営者保証を不要とする保証の取り扱い」の利用・要件



「財務要件型」について、基準の引き下げ・見直しを希望する要件

③	1 自己資本比率 (n=243)
	2 純資産額 (n=202)
	3 使用総資本事業利益率 (n=138)

(複数回答/上位3項目を抜粋)

信用保証協会付融資における「経営者保証を不要とする保証の取り扱い」イ 財務要件型申込人資格要件について

直前の決算において、次の要件を満たすこと。
基準【1】～【3】について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たすこと。

項目	基準【1】	基準【2】	基準【3】	充足要件
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

- ②自己資本比率 = 純資産の額 ÷ (純資産の額 + 負債の額) × 100
- ③純資産倍率 = 純資産の額 ÷ 資本金
- ④使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100
- ⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

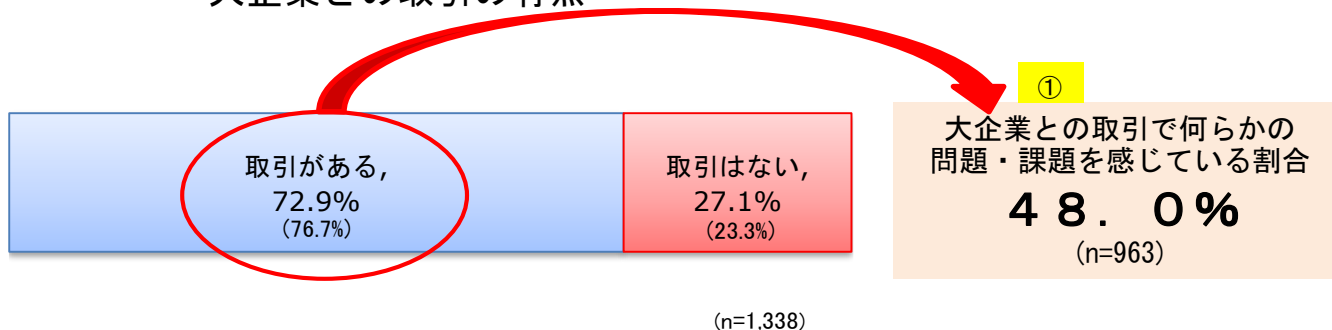
出典：東京信用保証協会
「財務要件型無保証人制度の創設について」

4. 大企業との取引について

大企業との取引において、何らかの課題を感じている企業は、約半数^①に上り、項目別では「手形・売掛金の支払いサイトが長い」が21.3%^②と最多になった。また、「大企業の働き方改革による影響」が3位^③となっている。

※本設問における大企業の定義…資本金3億円超 または従業員1,000人以上の企業

大企業との取引の有無



【項目別】

課題と感ずるもの (n=963)	
手形・売掛金の支払サイトが長い	21.3% ②
取引価格の値下げ要請	18.5%
大企業の働き方改革による影響	11.1% ③

(複数回答/上位3項目を抜粋)

【参考】未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

【事例】

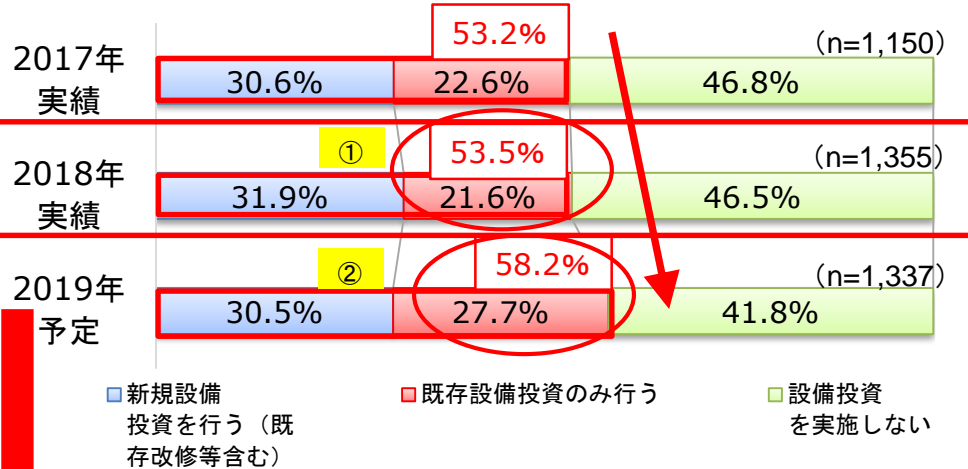
- 施工先の大企業の残業総量規制により、土日休日に施工できる日数が減ったため、工事完了までの日数が増えている。
(建設業)
- 取引先である大企業の残業総量規制の影響で、先方で扱いきれない業務により、当社が休日出勤・残業にて対応している。
(製造業)

※2018年度「中小企業の現状・課題に関するヒアリング」より

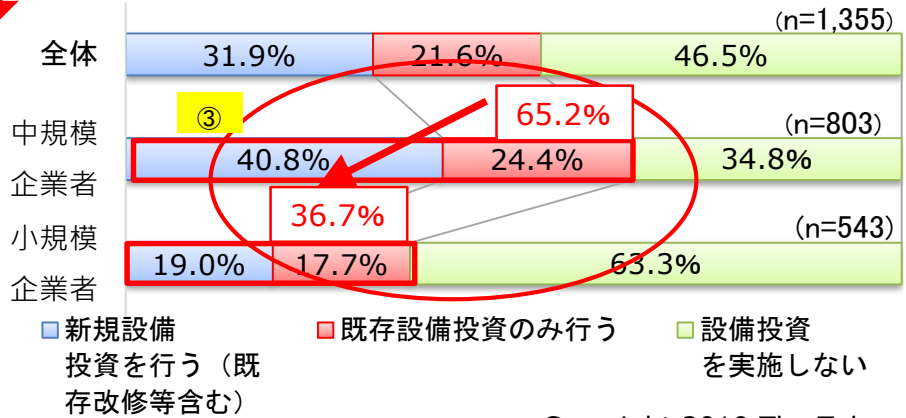
5. 設備投資について

2018年は53.5%が設備投資を実施^①。2019年は58.2%^②の企業が設備投資の実施を予定しており、特に既存設備投資が増加傾向にある。規模別にみると、**中規模企業者の65.2%**が設備投資を実施したのに対し、**小規模企業者は36.7%**が設備投資を実施(63.3%が設備投資を実施していない)と、設備投資の実施割合が逆転している^③。

【2017実績、2018年実績、2019年予定】



【2018年実績・回答者事業規模別】



【2018年の設備投資で利用した補助金・税制】

設備投資減税	134件(128件)
IT導入補助金	100件(34件)
ものづくり補助金	82件(62件)
受注型中小企業競争力強化支援事業※東京都	58件

(複数回答/上位4項目を抜粋、括弧内は昨年実績)

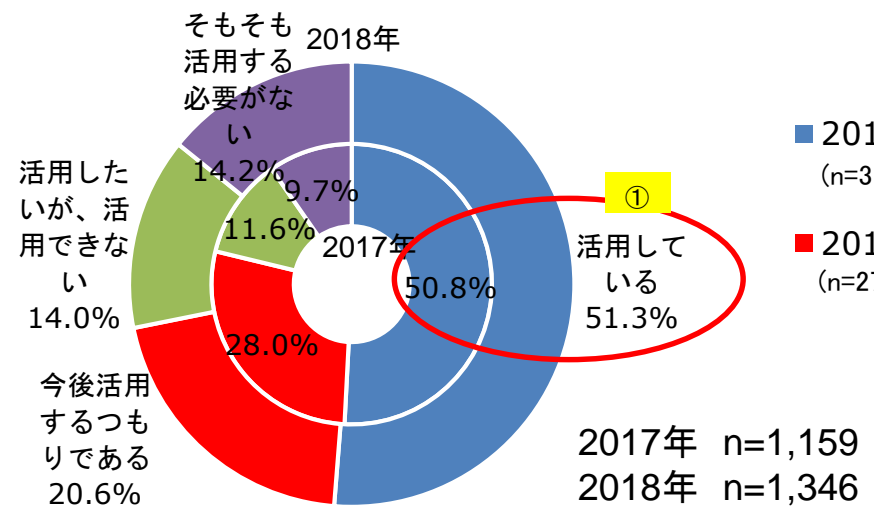
※なお、平成30年度に新設された、「先端設備等導入に伴う固定資産税3年間ゼロの措置」については、**28件**の回答があった。

- ①設備投資減税 …対象となる設備導入時に特別(即時)償却または税額控除が選択で利用できる税制。
- ②IT導入補助金 …業務効率化や売り上げ向上に資するITツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を最大50万円・補助率1/2まで支援します。
- ③ものづくり補助金 …認定支援機関と連携して行う生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を最大1,000万円・補助率2/3まで支援します。
- ④受注型中小企業競争力強化支援事業【東京都】 …自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた技術開発等の取組を最大2,000万円・補助率2/3まで支援します。

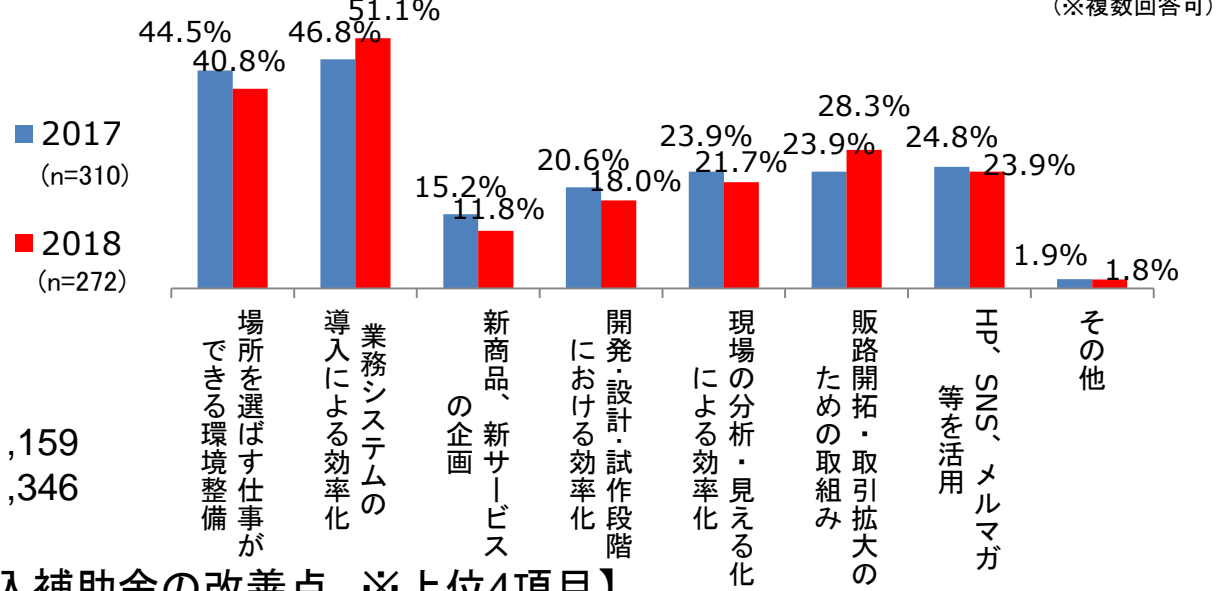
6. ITの利活用について

昨年と比べ、ITツールの活用状況は約半数と大きな変化はない^①。「IT導入補助金」については「知らなかった」が48.7%、「知っていたが申請しなかった」が43.7%^②を占める。平成30年度補正予算で上限額が拡充されており、さらに周知を強化すれば制度を利用して活用に取り組む企業が増加することが期待される。

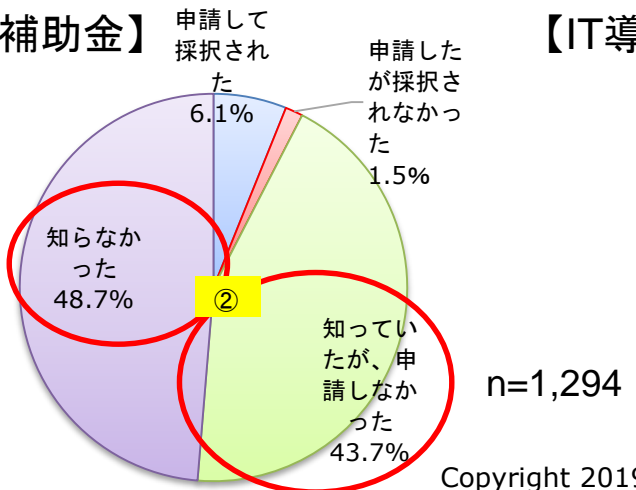
【ITツールの活用状況】



【今後取り組みたい内容】



【IT導入補助金】



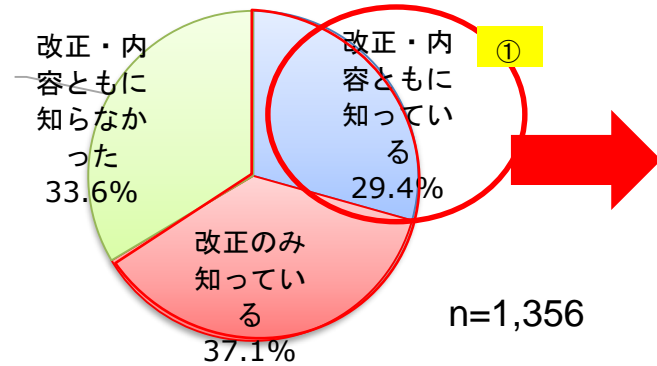
【IT導入補助金の改善点 ※上位4項目】

1位	申請のしやすさ	61.6%
2位	ハードウェア含めた助成対象等拡大	37.7%
3位	助成金の大幅拡充	31.3%
4位	コンサルティング費用に関して拡大	18.2%

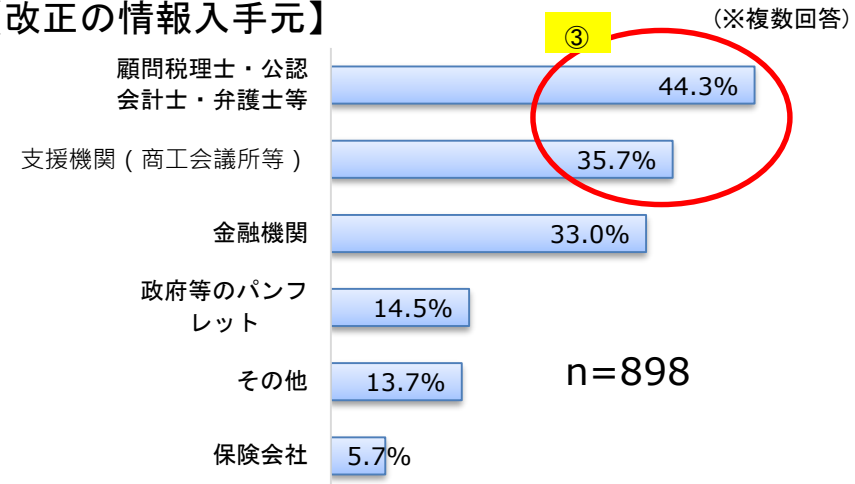
7. 事業承継について

抜本拡充された事業承継税制について、「改正・内容とも知っている」は約3割^①にとどまる。利用する際に5年以内に提出が必要な特例承継計画の策定については「未定」が40.3%^②と最も多い。早期の策定・提出促進が必要。改正に関する情報入手元は「顧問税理士・公認会計士・弁護士等」が44.3%と最多で、それに「支援機関(商工会議所等)」が35.7%^③と続く。

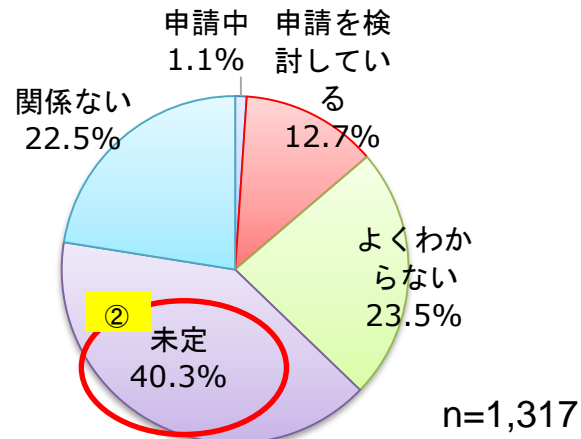
【事業承継税制改正の認知度】



【改正の情報入手元】



【特例承継計画について】



「事業承継税制の改正」

- ・10年間の時限措置(2018年1月～2027年12月まで)として平成30年度税制改正で抜本的に拡充されました。
- ・税制の適用を受けるには、2018年4月から5年以内(2023年3月まで)に「特例承継計画」を都道府県に提出、10年以内に承継を行う必要があります。

<ポイント>

- ①対象株式数等の上限撤廃により、**自社株式承継時の納税負担がゼロ**
- ②雇用維持要件の**実質撤廃**により納税猶予打ち切りリスクを最小化
- ③**経営環境変化に応じた株価減免制度の創設**により、将来の納税不安を軽減
- ④**複数承継の対象化**により多様な事業承継を促進